

# 平成22年度税制改正に関する要望

平成21年10月

名古屋商工会議所

我が国経済は、リーマン・ショック以降、世界的な金融市場の混乱を契機に、急速に悪化した。現在は、一部に底打ち感がみられつつあるものの、全体的には低水準が続いているうえ、先行きは依然として不透明であり、一刻も早く経済を好転させることが急務である。

こうしたなか、4月10日に策定された「経済危機対策」において、景気回復に向け、税制面での拡充も含め、企業経営を支援するための措置を図られたことは、一定の成果があった。

しかしながら、倒産件数の増加が続いているなど、企業をとりまく経営環境は依然として厳しい。

平成22年度税制改正では、まずは早期の景気回復を目指して、内需の拡大や地域経済の活力の源泉である中小企業のイノベーション促進等による生産性向上、諸外国との国際的なイコールフットィングの確保による国際競争力強化等の視点に立った改革がなされるべきである。

また、長期的には、経済の持続的な成長及び発展を見据え、少子・高齢化の進展や、環境対策などの新たな課題にも対応する制度の構築が必要である。

なお、本来の税制のあるべき姿は、安心、安全な社会の実現に資するものであり、税制の抜本改革に向けて、国民の理解と信頼を得られるよう、しっかりと議論をしていくことも大切である。

以上のような基本的な考えに基づき、平成22年度税制改正について次頁以降のとおり要望する。

## 目次

網掛け部分は重点要望項目

I. 中小企業関連税制	1
1. 事業承継税制の柔軟な運用	1
2. 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限の廃止	2
3. ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充	2
4. 留保金課税の撤廃	3
5. 中小法人の定義の拡大と軽減税率の適用所得金額の引き上げ	3
6. 中小企業関係特例の維持	3
7. 企業再編に係る配当還元方式の見直し	3
8. 中小企業の人材確保の支援	4
II. 企業税制	4
1. 法人実効税率の引き下げ	4
2. 欠損金繰戻還付制度の適用停止措置の廃止・拡充	4
3. 事業所税の廃止	4
4. 知的財産権における税制面での優遇措置	5
5. グループ法人に係る税制措置導入に関する配慮	5
6. 企業の少子化対策を支援する税制	5
III. 内需拡大に寄与する税制措置	6
IV. 土地・資産に係る税制	6
1. 固定資産税・都市計画税の負担の軽減	6
2. 土地譲渡益課税制度の見直し	7
3. 中心市街地活性化のための税制措置	7
4. 地価税・特別土地保有税の廃止	8
V. 地域に係る税制	8
1. 地域防災に係る税制優遇措置の拡充	8
2. 観光事業に係る税制の拡充	8
3. 地方法人特別税が及ぼす地方財政への影響の削減	9
VI. 環境に係る税制	9
1. 環境税の導入反対	9
2. 国内クレジット取得に係る費用の損金参入	9
VII. 申告・納税	9
1. 電子申告・納税システム（e-Tax）の整備	9
2. 申告・納税期限の延長	10
3. 効率的で簡素な徴税	10
4. 納税者番号の導入	10

## I. 中小企業関連税制

網掛け部分は重点要望項目

## 1. 事業承継税制の柔軟な運用

経済の活力の源泉である中小企業の円滑な事業承継がなされるか否かは、一企業の問題にとどまらず、永年培われてきた経営ノウハウや技能・技術の伝承、雇用機会の維持・拡大など、地域経済にとっても非常に重要な問題である。

そうしたなか、21年度税制改正において、「非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」が創設されたことは、大いに評価できる。今後は制度の利用状況等を踏まえ、必要に応じて柔軟に対応するなど、より活用されるような運用を図られたい。

- (1) 非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度については、雇用確保や経済活力の維持に資するためにも、中小企業経営者にとってより使い勝手のよい制度とされたい。
- 計画的な事業承継促進の観点から、制度成立前から既に自社株式の相続時精算課税制度を活用し、生前贈与した分も納税猶予の適用対象に含められたい。
  - 猶予税額免除の条件となる株式保有継続期間について、後継者の死亡時ではなく、一定期間経過後に猶予税額の特定期間の納付を持って残額免除とする選択肢についても創設されたい。
  - 制度活用後、諸事情により納税猶予額の全部または一部を納付しなければならなくなった場合に、猶予期間の利息としてかかる利子税は、利用者にとって将来の負担に対する懸念となっている。制度活用を促進するためにも利子税のさらなる軽減措置を図られたい。
  - 親族外の事業承継についても制度の適用を認められたい。
  - 譲渡制限株式を担保とする場合、株券不発行会社であっても持分会社と同様、質権設定承諾書等をもって担保提供に代えることを認められたい。

## (2) 取引相場のない株式の評価方法の見直し

相続税納税猶予制度を活用しない事業承継にあたっては、依然として相続税・贈与税の負担は大きい。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを勘案のうえ、引き続きその評価方法の見直しについて検討されたい。

特に、類似業種比準価額計算上の基となる標本会社の選定基準を明らかにし、一定期間固定化するとともに、業種目別株価等を2ヵ月以内に発表するなど、審査の透明性・公平性・迅速性を高められたい。

## (3) 自己株式のみなし配当課税の撤廃

非上場株式の発行会社への売却については、みなし配当として、最高50%の税率で課税されるが、相続後は株式譲渡益として20%の課税となる特例措置が図られている。

については、相続前の自己株式購入などによる事業承継の円滑化を図るため、相続前についてもみなし配当課税を廃止されたい。

## (4) 相続税の納税制度について

「所得税法等の一部を改正する法律」の附則第104条において、相続税の課税ベース、税率構造等を見直すことが規定されたが、相続税の課税方式は、「遺産課税方式」、「遺産取得課税方式」を経て、昭和33年より現行の「法定相続分課税方式」が採用された経緯があることから、今一度、その当時の事情なども再検討したうえで、中小企業の円滑な事業承継の妨げにならないよう配慮されたい。

## 2. 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限の廃止

特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限について、平成19年度税制改正において適用除外基準の引き上げがなされたが、そもそも法人税法上に所得税の論理を持ち込むこと自体に無理があり、非該当会社との間で、課税の不公平があることから、全面的な廃止を検討されたい。

## 3. ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充

現在、企業の廃業率が開業率を上回る状況となっており、新規創業を促すためにも、ベンチャー企業や創業に係る以下の支援措置を実現されたい。

- (1) エンジェル税制における繰越控除期間を3年から5年へ延長されたい。
- (2) 設立後5年間に生じた欠損金の無期限の繰越控除を認められたい。
- (3) 創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税の非課税枠（1000万円）を創設されたい。

#### 4. 留保金課税の撤廃

留保金課税については、平成18、19年度税制改正における2年続けたの大幅な要件緩和により、大半の企業が控除対象になっており、留保金課税の存在意義はなく、法人税と二重課税となっていることから、全面的な廃止を検討されたい。

#### 5. 中小法人の定義の拡大と軽減税率の適用所得金額の引き上げ

中小企業の体質強化の観点から、税法上「資本金1億円以下」となっている中小法人の定義を、平成11年に改正された中小企業基本法の定義に合わせて「資本金3億円以下」に改められたい。

また、平成21年度税制改正で中小法人の軽減税率の引き下げがなされたが、その適用所得額についても現行800万円から1,500万円に引き上げられたい。

#### 6. 中小企業関係特例の維持

中小企業の活力を向上し、国際競争力を強化していかなくてはならない。以下の税制は平成22年3月31日に期限が到来するが、中小企業の投資促進の観点からも非常に有効な税制であり、本則に加えるなど、恒久化を図られたい。

- (1) 中小企業投資促進税制の恒久化
- (2) 少額減価償却資産特例の恒久化
- (3) 情報基盤強化税制の恒久化
- (4) 中小企業技術基盤強化税制の比較試験研究費を上回る部分または平均売上金額の10%を上回る部分に対する控除の恒久化

#### 7. 企業再編に係る配当還元方式の見直し

現在、中小企業にとっても企業再編は重要な経営選択肢の一つとなっており、税制上においても促進のための優遇措置が設けられているところである。

しかしながら株主数が50人以上の中小企業が、株式交換・株式移転という企業再編を行う場合に、現行の配当還元方式を用いた評価では過大に高額となるケースがある。

これは、19年度税制改正時に評価算式において資本金から資本金等に変更されたにもかかわらず、従前の2円50銭ルールが例外なく適用されることに起因する。

については、株主が50人以上の場合の株式移転・株式交換の場合には、2円50銭ルールを適用しないよう見直しをされたい。

## 8. 中小企業の人材確保の支援

少子高齢化が進展する中、技能伝承などの観点からも、人材の確保は中小企業にとって重要な課題である。厳しい経済状況の下、雇用促進に努めている中小企業を支援するため、採用活動や教育・訓練に関わる費用等を税額控除または助成する制度を創設されたい。

## II. 企業税制

### 1. 法人実効税率の引き下げ

これまで数次の改正により法人税率が引き下げられたが、経済のグローバル化が一層進展するなかで、企業が国や地域を選ぶ時代であり、企業の経済活動にとって魅力ある国、地域となることが、国際競争力の維持につながるといえる。

こうしたなか、各国では法人税率の引下げが進められており、今日では主要国で最も高い水準となっている。(欧州諸国30%前後、アジア諸国20%台)

ついては、国と地方を合わせた法人実効税率を欧州諸国並みをめざして引き下げられたい。

### 2. 欠損金繰戻還付制度の適用停止措置の廃止・拡充

平成21年度税制改正において、中小法人については欠損金の繰り戻し還付が認められたが、この制度は、本来、事業年度課税の欠陥を補うものとして法人税法に規定されているものであり、企業継続の原則に立ち、その適用停止措置を全面的に廃止されたい。

また、企業をとりまく経営環境は依然、厳しい状況が続いており、現行1年とされている欠損金の繰戻し還付期間についても、2年に拡充されたい。

### 3. 事業所税の廃止

事業所税は、資産割部分については「固定資産税」等と、従業者割については「外形標準化された法人事業税」と二重課税となっている。また、企業および人口の集積している都市部にのみ課税されることから、市町村合併によって単に人口が30万人を超えるだけで非課税対象であった地域が課税対象になるなど、都市間の公平性の観点からも問題であるので、事業所税を廃止されたい。

#### **4. 知的財産権における税制面での優遇措置**

「知的財産立国」を目指すにあたっては、知的財産の保護・利用・流通を促進させることが重要であるが、これらに係る費用は企業にとって大きな負担となっており、とくに国際特許並びに商標登録に関する費用負担は多大なものである。

このため、知的財産権の取得費用の一定割合を税額控除、または耐用年数の大幅な短縮、特別償却等ができる制度を創設されたい。また、保有する知的財産権を譲渡する際の所得課税を軽減されたい。

#### **5. グループ法人に係る税制措置導入に関する配慮**

現在、検討されている企業グループに対する法人税の見直しにあたっては、企業の活力の強化や経済の成長・発展に資する制度とされたい。また、自由な経営判断を抑制せぬよう、強制適用ではなく、各企業で選択できる制度とすることも含めて検討されたい。

特に、制度が企業にとって過度な事務負担にならぬよう十分に配慮するとともに、親法人が資本金 1 億円超の場合の資本金 1 億円以下の子法人についても、中小企業特例を維持されたい。

#### **6. 企業の少子化対策を支援する税制**

急速に少子化が進展している中で、仕事と子育ての両立支援に取り組む企業に対し、従業員を対象とした育児支援サービスの提供に要す経費に対する税額控除制度を創設されたい。



### Ⅲ. 内需拡大に寄与する税制

景気が低迷を続ける中、経済の回復及び持続的な発展には内需の拡大が不可欠である。このような経済状況の下、歳出削減の成果が明らかになっていない段階で、諸控除の縮減などの国民負担増を求めることは、個人消費の盛り上がりを阻害し、景気の回復力を弱めることになりかねない。むしろ、個人所得減税など内需拡大を促す税制措置の拡充をされたい。

特に、経済への波及効果が大きい住宅投資を促進するために、景気対策として、以下の優遇制度の期限を延長されたい。

- (1) 住宅に係る相続時精算課税制度の特例の延長  
(適用期限：平成21年12月31日)
- (2) 特定の住居用財産の買い替え特例の延長  
(適用期限：平成21年12月31日)
- (3) 居住用財産の譲渡損失繰越控除制度の延長  
(適用期限：平成21年12月31日)
- (4) 新築住宅に係る固定資産税の減額特例の延長  
(適用期限：平成22年3月31日)
- (5) バリアフリー改修および省エネ改修工事に係る固定資産税3分の1減額特例の延長 (適用期限：平成22年3月31日)

また、現在、格差是正や消費税の逆進性緩和に向け、「給付付き税額控除」を含む議論が活発化しているが、制度の導入にあたっては、十分な検討をされたい。

### Ⅳ. 土地・資産に係る税制

#### 1. 固定資産税・都市計画税の負担の軽減

- (1) 土地に係る固定資産税・都市計画税の引き下げ

商業地を中心として根強い重税感があることから、企業負担の軽減によって、その活力を地域経済の発展につなげるという観点に立って、税率引き下げや評価方法の見直しを含めた抜本的な税負担の軽減措置を講じられたい。

## (2) 家屋に係る固定資産税・都市計画税の見直し

家屋の評価基準は非常に複雑なうえ、税負担も重くなっている。評価基準の簡素化を図るとともに、税率を下げるなど税負担の軽減措置を講じられたい。

## (3) 償却資産に係る固定資産税の見直し

平成19・20年度の税制改正において法人税法上の減価償却制度が抜本的に見直されたことから、納税事業者の事務負担軽減のためにも償却資産に係る固定資産税の評価方法について、早急に法人税法に合わせた見直しをされたい。

## 2. 土地譲渡益課税制度の見直し

損失補填のために土地を売却した場合、法人は土地譲渡益重課制度の適用停止措置により土地の譲渡所得への課税はないが、個人事業主の場合は譲渡所得に課税されるため損失補填という所期の目的を達することが困難となっている。

このため、転業等によって事業転換を図る際など、個人事業主には大きな阻害要因となることから、損失補填等のために売却した場合の土地の譲渡所得については、個人の事業所得等との損益通算を認められたい。

## 3. 中心市街地活性化のための税制措置

少子高齢化が進展し人口の減少が予想されるなかで、中心市街地における既存のストックや多様な都市機能の集積を活用し、伝統・文化が継承され、事業機会や活力があふれる安全・安心で美しい21世紀型の中心市街地を実現するため、中心市街地の土地・建物の有効活用、事業所等の立地、まちなか居住の促進などを推進する必要がある。

このため、以下の税制措置を講じられたい。

- 中心市街地活性化に資する土地、建物に対する固定資産税について、軽減を図られたい。特に、中心市街地の活性化に大きく寄与する新築・増改築については、一層の配慮を行われたい。
- 郊外からの移転など、中心市街地への人や施設の集中を促すために、居住用および事業用資産の買換え特例の拡充、登録免許税および不動産取得税の軽減を図られたい。

#### 4. 地価税・特別土地保有税の廃止

国土交通省発表による「主要都市の高度利用地地価動向報告(平成21年第1四半期)」では、三大都市圏および地方圏ともに、下落傾向が顕著となっており、地価税、特別土地保有税の役割は終わっているといえる。

については、平成10年より課税が停止されている地価税を廃止するとともに、平成15年より課税が停止されている特別土地保有税については徴収猶予分も含め完全廃止とされたい。

### V. 地域に係る税制

#### 1. 地域防災に係る税制優遇措置の拡充

今年度においても静岡地震により高速道路が崩落するなどの甚大な被害が生じている。

については、東海地震、東南海地震、南海地震の強化指定地域における防災対策を促すために、耐震強度を向上させる改修等を行った工場や事業所等に係る固定資産税等の優遇制度や、耐震補修・改善等に係る資金的支出の全額損金算入など、思い切った措置を講じられるとともに、平成22年3月31日に期限が到来する事業用建築物に係る耐震改修促進税制についてもその適用期限を延長されたい。

また、個人住宅についても、耐震改修促進税制が21年度税制改正で延長されたが、その控除額が工事費の10%（最大20万円）と少なく、耐震改修を促進する観点から、控除額を拡充されたい。

#### 2. 観光事業に係る税制の拡充

当地域からの取り組みが全国的な広がりを見せている産業観光は、生産現場(工場・工房等)や歴史的文化的価値の高い産業文化財(産業遺産・工場遺構等)などを観光資源としているが、維持負担が大きい。

そこで、観光促進、並びに後世へ貴重な文化財を継承するために産業文化財の固定資産税、修繕・維持費用等に係る優遇措置を創設されたい。

また、政府登録ホテル等の建物に対する固定資産税の軽減措置の全国での完全実施、地域の観光振興に資する集客施設などの軽減措置対象への拡大、並びに観光客誘致のためのイベントに対する寄付金の損金算入を認められたい。

### 3. 地方法人特別税が及ぼす地方財政への影響の削減

20年度税制改正において暫定措置として地方法人特別税が創設されたが、本来、地方間の財政力の格差は、地方交付税による調整を行うべきであり、地方分権推進の主旨にも反する。よって、地方法人特別税は早期に廃止されたい。

## VI. 環境に係る税制

### 1. 環境税の導入反対

温室効果ガスの総排出量に応じて課税する環境税は、まさに経済統制的な手法であり、「環境と経済の両立」を阻害するものである。

温室効果ガス抑制については、税で対応すべきものではなく、国民のライフスタイルの変更など社会全体で取り組むべき問題であり、むしろ、省エネ改修・緑化の推進など、環境に配慮した経営に取り組んでいる企業・個人に対する税制優遇や金融支援措置のさらなる拡充や、環境対策に関する技術開発支援等によって、環境対策を積極的に後押ししていくべきで、環境税の導入には反対である。

### 2. 国内クレジット取得に係る費用の損金参入

企業の省エネルギー化や温室効果ガス排出削減の取り組みを促進する観点からも、企業が国内クレジットを取得し、自らの削減目標達成のために活用した場合について、京都メカニズムクレジットと同様に、その取得に係る費用の損金算入を認められたい。

## VII. 申告・納税

### 1. 電子申告・納税システム（e-Tax）の整備

現在の電子申告・納税システム（e-Tax）では、別途郵送が必要な添付証券等が多く、企業の事務負担となっている。それらの早急な電子化を図るとともに、国税と地方税のすべてが対象となるような環境整備を行われたい。

また、電子申告・納税システム（e-Tax）の利用を促進させるために、法人向けの電子申告についても、個人所得税同様、申告による特別控除を導入されたい。

## 2. 申告・納税期限の延長

法人税の申告・納税期限については、原則、事業年度終了の翌日から2ヶ月以内、申告期限の延長申請により3ヶ月以内とされ、消費税についても2ヶ月以内となっているが、株主総会を3ヶ月以内と定めている会社法との整合性が保たれていない。計算書類等の確定を行う上で、特に中小企業や海外に子会社を持つ企業にとって事務負担となっているほか、欧米諸国も3ヶ月以上の国が多く、申告・納税期間を3ヶ月に延長されたい。

## 3. 効率的で簡素な徴税

現在では、国と地方自治体（県・市町村）それぞれが徴税権を持ち、徴税業務を行っているが、これらを一元化し、税務行政の効率化と納税者の負担軽減を図られるとともに、税制改正や通達の際にパブリックコメントのように広く一般から意見を聞く仕組みの創設についても検討されたい。

また近年、時価会計の導入など企業会計の変革が進み、税務との乖離が大きくなっている。企業は納税額の確定のために非常に煩雑な作業を強いられており、税務と会計の整合性を確保されたい。併せて、2012年を目処とした国際会計基準適用の方針が金融庁より示されたが、中小企業においては、複雑な会計基準への対応は多大な事務負担となり、大きな混乱を招くことが予想される。したがって、中小企業については国際会計基準を、非適用とすることを検討されたい。

## 4. 納税者番号の導入

公平かつ効率的な課税を行うことを目的とした納税者番号については、社会保障番号等との一元化を含め、導入を検討する時期にきている。ただし、導入にあたっては、個人情報取り扱いに配慮し、情報漏えいの防止に万全を図り、国民の不安を払拭するための措置を十分に講じられたい。

以上